

歯科医師臨床研修制度の改正に関するワーキンググループ (第5回)	参考資料 1
令和元年5月31日(金)	
歯科医師臨床研修制度の改正に関するワーキンググループ (第4回)	資料1
平成31年4月23日(火)	

# 歯科医師臨床研修制度の 到達目標の見直しについて (4) 個別項目

## 「c. 基本的診療業務」について ②

# 第3回WGの議論の整理

# 到達目標「B.資質・能力」「C.基本的診療業務」の構成(案)

歯科医師臨床研修制度の改正に関するワーキンググループ (第3回) 資料1

## 歯科医師臨床研修の到達目標

B. 資質・能力	C. 基本的診療業務 (選択研修を含む)
1 歯科医学・医療における倫理性	
2 医学知識と問題対応能力	
3 診療技能と患者ケア	(1) 基本的診察・検査・診断・診療計画 (2) 基本的診療技能 (3) 患者管理 (4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供
4 コミュニケーション能力	
5 チーム医療の実践	(1) 多職種連携 (2) 歯科専門職の連携
6 歯科医療の質と安全の管理	
7 社会における歯科医療の実践	(1) 歯科医療提供に関連する制度の理解 (2) 地域保健 (3) 地域医療
8 科学的探究	
9 生涯にわたって共に学ぶ姿勢	

# 「C.基本的診療業務」の構成に関するこれまでの主なご意見

## ○「B-4 コミュニケーション能力」について

- 「B-3 診療技能と患者ケア」と密接に関連する部分があるのではないか。
- 「C.基本的診療業務」を細かく設定する必要はないのではないか。

## ○「B-6 歯科医療の質と安全の管理」について

- 必要な考え方は「B-6」に示されているので、「C.基本的診療業務」を細かく設定する必要はないのではないか。
- インシデントレポートの作成等、一部は「C.基本的診療業務」に入れ込んでよいのではないか。

## ○ 各項目の「必修」「選択必修」「選択」の考え方について、もう少し検討、整理が必要ではないか。

- 多職種連携に関する項目については、「選択」ではなく、いずれかは必ず研修するように「選択必修」としたほうがよいのではないか。

# 「B.資質・能力」、「C.基本的診療業務」の構成に関する論点

- 「B.資質・能力」と「C.基本的診療業務」との関係は1対1ではなく、「C.基本的診療業務」については大きく2つのカテゴリーにわけ、関連する「B.資質・能力」の内容を含むようにしてはどうか。
  - 「C-1 基本的な診療技能等」:「B-3 診療技能と患者ケア」「B-4 コミュニケーション能力」「B-6 歯科医療の質と安全の管理」に対応
  - 「C-2 社会における歯科医療の実践等」:「B-5 チーム医療の実践」「B-7 社会における歯科医療の実践」に対応
- 「C.基本的診療業務」の構成にあわせて、「B.資質・能力」の構成(順序)についても、見直してはどうか。
- 「選択必修」、「選択」とする項目について、具体的にどのような選択方法(研修方法)が考えられるか。
- 「必修」とすべきと考えられる項目であるが、研修期間中に当該項目の内容に該当する研修ができない可能性があるものについてどう考えるか。

# 「B.資質・能力」「C.基本的診療業務」の構成(案)

## 歯科医師臨床研修の到達目標 (案)

### B. 資質・能力

- 1 歯科医学・医療における倫理性
- 2 医学知識と問題対応能力
- 3 診療技能と患者ケア
- 4 コミュニケーション能力
- 5 チーム医療の実践
- 6 歯科医療の質と安全の管理
- 7 社会における歯科医療の実践
- 8 科学的探究
- 9 生涯にわたって共に学ぶ姿勢



## 歯科医師臨床研修の到達目標 (修正案)

### B. 資質・能力

- 1 歯科医学・医療における倫理性
- 2 医学知識と問題対応能力
- 3 **コミュニケーション能力**
- 4 **診療技能と患者ケア**
- 5 **歯科医療の質と安全の管理**
- 6 **チーム医療の実践**
- 7 社会における歯科医療の実践
- 8 科学的探究
- 9 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

### C. 基本的診療業務 (選択必修、選択研修を含む)

#### C-1 基本的な診療技能等

#### C-2 社会における 歯科医療の実践等

# **「C. 基本的診療業務」について**

## **「C-1. 基本的な診療技能等」に関連する項目**

# 到達目標「B.資質・能力」「C.基本的診療業務」の構成(案)

歯科医師臨床研修制度の改正に関する  
ワーキンググループ (第3回) 資料1

## 歯科医師臨床研修の到達目標

B. 資質・能力	C. 基本的診療業務 (選択研修を含む)
1 歯科医学・医療における倫理性	
2 医学知識と問題対応能力	
3 診療技能と患者ケア	(1) 基本的診察・検査・診断・診療計画 (2) 基本的臨床技能 (3) 患者管理 (4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供
4 コミュニケーション能力	
5 チーム医療の実践	(1) 多職種連携 (2) 歯科専門職の連携
6 歯科医療の質と安全の管理	
7 社会における歯科医療の実践	(1) 歯科医療提供に関連する制度の理解 (2) 地域保健 (3) 地域医療
8 科学的探究	
9 生涯にわたって共に学ぶ姿勢	



# 「診療技能と患者ケア」に関する「C.基本的診療業務」について

## B-3 診療技能と患者ケア(案)

歯科医師臨床研修制度の改正に関する  
ワーキンググループ (第3回) 資料1

臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・意向に配慮した診療を行う。

- ① 患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する。
- ② 診察・検査の結果を踏まえ、一口腔単位の診療計画を作成する。
- ③ 患者の状態やライフステージに合わせた、最適な治療を安全に実施する。
- ④ 診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する。

## 「B-3 診療技能と患者ケア」の①②に関連する「C.基本的診療業務」(たたき台)

### (1) 基本的診察・検査・診断・診療計画

- ①患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、病歴(主訴、現病歴、既往歴及び家族歴等)を的確に聴取する。
- ②全身状態を評価した上で、顎顔面及び口腔内の基本的診療を実施し、所見を判断する。
- ③症例に応じた適切な検査を選択、実施し、所見を判断する。
- ④病歴聴取、所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。
- ⑤患者の状態を総合的に考慮した上で、一口腔単位の診療計画を立案する。
- ⑥十分な説明による患者及び家族の意思決定を確認する。

①患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、病歴(主訴、現病歴、既往歴及び家族歴等)を的確に聴取する。

- 「聴取する」で切り取ってしまうと、医療面接の役割である情報収集と、患者との人間関係を確立しながら一緒に治療を行っていくという内容が薄まってしまう感じがする。
- 患者との信頼関係を構築する内容が入ってもいいのではないか。また、「患者のプライバシーに配慮した」という内容を入れてはどうか。

(事務局修正案)



患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、プライバシーに配慮しながら、病歴(主訴、現病歴、既往歴及び家族歴)を的確に聴取する。

②全身状態を評価した上で、顎顔面及び口腔内の基本的診療を実施し、所見を判断する。

- 「所見を」を「診察所見」としてもよいのではないか。
- 「全身状態を評価」を「全身状態を理解」にしてはどうか。また、「判断する」を「解釈する」としたらどうか。

(事務局修正案)



全身状態を理解した上で、顎顔面及び口腔内の基本的診療を実施し、診察所見を判断する。

### ③症例に応じた適切な検査を選択、実施し、所見を判断する。

- ②でも「所見」が出てくるので分かりにくい。
- 「診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を判断する」としていったほうが分かりやすいのではないか。
- 「判断する」を「解釈する」としてはどうか。

(事務局修正案)



**診察所見**に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を判断する。

### ④病歴聴取、所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。

- 診断するというのであれば、歯科に限らず幅広く診断するということのほうがいろいろな意味を含むので、「歯科疾患」は不要ではないか。
- 「所見」を「診査所見」又は「診察所見」としてはどうか。

(事務局修正案)



病歴聴取、**診察所見**及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。

⑤患者の状態を総合的に考慮した上で、一口腔単位の診療計画を立案する。

- 治療方針に応じて、治療計画が複数立案されることを研修医の分からせるべきではないか。
- 「患者の状態を総合的に考慮し、診断に基づいた一口腔単位の診療計画を一つ以上立案する。」はどうか。
- 「患者の状態や背景を勘案した一口腔単位の診療計画を複数立案する。」はどうか。
- 「患者の状態を総合的に考慮した一口腔単位の診療計画を立案し、患者のニーズや背景にあわせて修正する。」はどうか。
- 「患者・家族のニーズや身体、心理、社会的側面を総合的に考慮し、複数の治療計画をふまえた一口腔単位の診療計画を立案する。」はどうか。

(事務局修正案)



診断結果に基づき、患者の状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する。

⑥十分な説明による患者及び家族の意思決定を確認する。

- 「十分な説明による」を「十分な説明を行い」としてはどうか。
- 前半は「必要な情報を整理したうえで、わかりやすい言葉で十分に説明し」とし、後半は、「患者及び家族の主体的な意思決定を支援する。」としてはどうか。

(事務局修正案)



必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。

# 「診療技能と患者ケア」に関する「C. 基本的診療業務」について

## B-3 診療技能と患者ケア

歯科医師臨床研修制度の改正に関する  
ワーキンググループ (第3回) 資料1

臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・意向に配慮した診療を行う。

- ① 患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する。
- ② 診察・検査の結果を踏まえ、一口腔単位の診療計画を作成する。
- ③ 患者の状態やライフステージに合わせた、最適な治療を安全に実施する。
- ④ 診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する。

## 「B-3 診療技能と患者ケア」の③④に関連する「C.基本的診療業務」(たたき台)

### (2) 基本的臨床技能

- ① 歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。
- ② 高頻度に遭遇する一般的な歯科疾患に対応するために必要な治療を実践する。
  - a. う蝕の基本的な治療
  - b. 歯髄疾患の基本的な治療
  - c. 歯周病の基本的な治療
  - d. 口腔外科疾患の基本的な治療
  - e. 咬合・咀嚼障害の基本的な治療(補綴処置)
- ③ 基本的な応急処置を実践する。
- ④ 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインの観察及び評価を行う。
- ⑤ 診療に関する記録や文書(診療録、処方せん、歯科技工指示書等)を作成する。

① 歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。

- 特に意見なし

② 高頻度に遭遇する一般的な歯科疾患に対応するために必要な治療を実践する。

a. う蝕の基本的な治療

b. 歯髄疾患の基本的な治療

c. 歯周病の基本的な治療

d. 口腔外科疾患の基本的な治療

e. 咬合・咀嚼障害の基本的な治療(補綴処置)

- 高頻度治療の中に選択項目を入れるのはどうか。
- 高頻度ではなく、一般的な歯科疾患に対応するという書き方でもいいのではないか。
- a.について: う蝕等の歯牙硬組織疾患に対する基本的な治療、または歯の硬組織疾患としたらどうか。
- b.について: 歯内疾患、あるいは歯髄・根尖歯周組織疾患に対する基本的な治療としてはどうか。
- c.について: 歯周疾患あるいは歯周病に対する基本的治療としてはどうか。
- e.について: 歯質と歯の欠損に対する基本的な治療はどうか。  
咬合・咀嚼等口腔機能障害に対する基本的な検査はどうか  
咬合については補綴以外に矯正も関連するため(補綴治療)は不要ではないか。
- 「口腔機能低下を予防する基本的な口腔機能管理を実践する。」を追加してはどうか。

②(事務局修正案)

一般的な歯科疾患に対応するために必要な治療を実践する。

- a. 歯の硬組織疾患 に対する基本的な治療
- b. 歯髄疾患に対する基本的な治療
- c. 歯周病に対する基本的な治療
- d. 口腔外科疾患に対する基本的な治療
- e. 咀嚼・嚥下機能等の口腔機能の障害に対する 基本的な治療

③基本的な応急処置を実践する。

- 特に意見なし

④歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインの観察及び評価を行う。

- 一般的な歯科疾患のことが書いてある中で、④のバイタルサインは場所として違和感がある。
- バイタルサインについて、(3)との関連性と相違点を踏まえて(2)には歯科治療を行う上で治療を安全に行う事ができるか否かの判断ができる基本的なレベルの内容を、(3)患者管理では(2) よりもレベルの高い内容に分けたらどうか。

(事務局修正案)



歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。 16



⑤診療に関する記録や文書(診療録、処方せん、歯科技工指示書等)を作成する。

- 診療に関する記録と文書について、具体例をそれぞれに記載してはどうか。

(事務局修正案)



診療に関する記録や文書(診療録、処方せん、歯科技工指示書等)を作成する。

(追加事項) インシデントレポートの作成等、医療安全に対する内容について

- 個別の項目を書くときりがないので、「医療事故予防と緊急対応に関する基本的な知識と技能について理解し、実践する」としてはどうか。
- B-6③「医療事故等の予防と事後の対応を行う。」を「インシデントや医療事故等の予防と事後の対応を行う。」と文章をまとめ、新規に「C」に加えなくてもよいのではないか。
- 「インシデントに気づき、再発防止への対応を行う」としてはどうか。
- 「インシデントレポートの意義を理解し、作成する。」としてはどうか。
- 「インシデントレポートの記載方法を概説できる」、「既存のインシデントレポートを閲覧しその診療施設での再発予防策を理解する」等はどうか。

(事務局修正案)



インシデントレポートの意義を理解し、作成する。

# 「診療技能と患者ケア」に関する「C 基本的診療業務」について

## B-3 診療技能と患者ケア

歯科医師臨床研修制度の改正に関するワーキンググループ (第3回) 資料1 (改)

臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・意向に配慮した診療を行う。

- ① 患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する。
- ② 診察・検査の結果を踏まえ、一口腔単位の診療計画を作成する。
- ③ 患者の状態やライフステージに合わせた、最適な治療を安全に実施する。
- ④ 診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する。

## 「B-3 診療技能と患者ケア」の③に関連する「C.基本的診療業務」(たたき台)

### (3) 患者管理

- ① 歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤について説明する。
- ② 患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師と診療情報を共有する。(選択)
- ③ (再掲) 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインの観察及び評価を行う。
- ④ 歯科診療時の偶発症、全身的な合併症への対処法を説明する。
- ⑤ 入院患者に対し、患者の状態に応じた術前・術後管理を実践する。(選択)

①歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤について説明する。

- 「全身的な疾患、服用薬剤」を「主な全身的な疾患及び服用薬剤」としてはどうか。

(事務局修正案)



①歯科治療上問題となる主な全身的な疾患及び服用薬剤について説明する。

②患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師と診療情報を共有する。(選択)

- 「主治の医師」については、表現の検討が必要ではないか。  
「主治医」、「かかりつけ医」、または、あえて「医師」としてシンプルに表現するのはどうか。
- ②は選択になっているが、必修としてよいのではないか。

(事務局修正案)



患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師と診療情報を共有する。(※)

- (※)基本的に必修とするが、該当する症例がない場合は選択必修としてはどうか。

③(再掲) 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインの観察及び評価を行う。

- 「バイタルサインの観察」とは、具体的に治療を行う前に検査をするということなのか、あるいはモニタリングしながら治療を行うことなのか、分かりにくい。  
また、バイタルサインを「測定する」といった手技の評価になるのか、もしくは、バイタルサインに対する配慮を行うのか、少し分かりにくい。
- モニターを装着して治療することはあまり珍しいことではないのではないか。
- 「必要な」を「考慮すべき」としてはどうか。
- 「バイタルサインの観察及び評価を行う」を、「バイタルサインをモニタリングしながら歯科治療を行う」としてはどうか。

(事務局修正案)



全身的な疾患を有するなど、歯科治療を行う上で全身状態に配慮が必要な患者に対し、バイタルサインをモニタリングしながら歯科治療を行う。(※)

➤ (※)基本的に必修とするが、該当する症例がない場合は選択必修としてはどうか。

④ 歯科診療時の偶発症、全身的な合併症への対処法を説明する。

- 「偶発症、全身的な合併症」を「主な偶発症、全身的な合併症」としてはどうか。
- 「対処法を説明する」は、「基本的対応法を実践する」としてはどうか。

(事務局修正案)



歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を説明する。

⑤ 入院患者に対し、患者の状態に応じた術前・術後管理を実践する。(選択)

- 「術前・術後管理」を「基本的な術前・術後管理」としてはどうか。
- 「選択」ではなく、「選択必修」がよいのではないか。

(事務局修正案)



入院患者に対し、患者の状態に応じた基本的な術前・術後管理を実践する。(選択必修)

# 「診療技能と患者ケア」に関する「C 基本的診療業務」について

## B-3 診療技能と患者ケア

歯科医師臨床研修制度の改正に関するワーキンググループ (第3回) 資料1 (改)

臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・意向に配慮した診療を行う。

- ① 患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する。
- ② 診察・検査の結果を踏まえ、一口腔単位の診療計画を作成する。
- ③ 患者の状態やライフステージに合わせた、最適な治療を安全に実施する。
- ④ 診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する。

「B-3 診療技能と患者ケア」の③に関連する「C.基本的診療業務」(たたき台)

### (4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供

- ① 小児期、青年期、成人期、高齢期の各ライフステージの患者に対し、その時期に応じた歯科医療を提供する。
- ② ライフステージに応じた歯科疾患の予防管理、口腔機能管理について理解し、説明する。
- ③ 全身的な疾患を有する患者への対応を実践する。
- ④ 妊婦への対応を実践する。(選択)
- ⑤ 障がいをもつ患者への対応を実践する。(選択)
- ⑥ 在宅療養患者等に対する訪問歯科診療を経験する。(選択)

①小児期、青年期、成人期、高齢期の各ライフステージの患者に対し、その時期に応じた歯科医療を提供する。

- ライフステージを小児期、青年期、成人期、高齢期と入れているが、乳児期を入れた方がよいのではないか。
- 「乳幼児期、学齢期、妊娠期、成人期、高齢期」としてはどうか。

(事務局修正案)



妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の各ライフステージの患者に対し、その時期に応じた歯科医療を提供する。

②ライフステージに応じた歯科疾患の予防管理、口腔機能管理について理解し、説明する。

- 「予防管理、口腔機能管理」について、「基本的」を追加してはどうか。

(事務局修正案)



ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、説明する。

### ③全身的な疾患を有する患者への対応を実践する。

- 妊婦への対応を含む表現とするため、「全身的な疾患を有する患者」を「全身状態に配慮が必要な患者」としてはどうか。
- 「対応」を「基本的な対応」としてはどうか。

(事務局修正案)



**全身状態に配慮が必要な**患者への基本的な対応を実践する。

### ④妊婦への対応を実践する。(選択)

- 「全身的な疾患を有する患者への対応を実践する」に包含されるのではないか。
- 妊婦を別途記載する必要はなく、(4)①のライフステージの中に入れるといいのではないか。
- 「妊婦への対応」を「妊産婦への基本的な対応」としてはどうか。

(事務局修正案)



**(削除)**

→①のライフステージで妊娠期を入れることと、③の「全身的な疾患」を「全身状態」とすることで包含されるため。



⑤障がいをもつ患者への対応を実践する。(選択)

- モデル・コア・カリキュラムでは「障害者」となっている。

(事務局修正案)



**障害**をもつ患者への基本的な対応を実践する(選択)

⑥在宅療養患者等に対する訪問歯科診療を経験する。(選択)

- 経験できるチャンスがある施設があれば可能であるが、⑥は必修にするのは難しいのではないか。
- 「必修」がよいのではないか。「～等」として「ICU入院患者に対する口腔のケア」などを認めれば可能にできるか。「必修」が不可能であれば、せめて「選択必修」にすべき。

(事務局修正案)



⑥在宅療養患者等に対する訪問歯科診療を経験する。**(選択必修)**

# **「C. 基本的診療業務」について**

## **「C-1. 基本的な診療技能等」まとめ**

## 「C-1 基本的診療技術等」の構成について

- 第3回WGで示した「診療技能と患者ケア」に関する「C. 基本的診療業務」の項目と同様に4項目としてはどうか。
- インシデントレポートに関する内容は、「(2) 基本的臨床技能」に入れることとするが、診療に関する臨床技能ではないことから、「(2) 基本的臨床技能等」としてはどうか。

### (1) 基本的診察・検査・診断・診療計画

- ①患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、プライバシーに配慮しながら、病歴(主訴、現病歴、既往歴及び家族歴)を的確に聴取する。
- ②全身状態を理解した上で、顎顔面及び口腔内の基本的診療を実施し、診察所見を判断する。
- ③診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を判断する。
- ④病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。
- ⑤診断結果に基づき、患者の状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する。
- ⑥必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。

(2) 基本的臨床技能等

- ① 歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。
- ② 一般的な歯科疾患に対応するために必要な治療を実践する。
  - a. 歯の硬組織疾患に対する基本的な治療
  - b. 歯髄疾患に対する基本的な治療
  - c. 歯周病に対する基本的な治療
  - d. 口腔外科疾患に対する基本的な治療
  - e. 咀嚼・嚥下機能等の口腔機能の障害に対する基本的な治療
- ③ 基本的な応急処置を実践する。
- ④ 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。
- ⑤ 診療に関する記録や文書(診療録、処方せん、歯科技工指示書等)を作成する。
- ⑥ インシデントレポートの意義を理解し、作成する。

(3) 患者管理

- ① 歯科治療上問題となる主な全身的な疾患及び服用薬剤について説明する。
- ② 患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師と診療情報を共有する。(※)
- ③ 全身的な疾患を有するなど、歯科治療を行う上で全身状態に配慮が必要な患者に対し、バイタルサインをモニタリングしながら歯科治療を行う。(※)
- ④ 歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を説明する。
- ⑤ 入院患者に対し、患者の状態に応じた基本的な術前・術後管理を実践する。(選択必修)

(4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供

- ① 妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の各ライフステージの患者に対し、その時期に応じた歯科医療を提供する。
- ② ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、説明する。
- ③ 全身状態に配慮が必要な患者への基本的な対応を実践する。
- ④ 在宅療養患者等に対する訪問歯科診療を経験する。(選択必修)
- ⑤ 障害を有する患者への対応を実践する(選択)

# **「c. 基本的診療業務」について**

**「c-2. 社会における歯科医療の実践」に関連する項目**

# 到達目標「B.資質・能力」「C.基本的診療業務」の構成(案)

歯科医師臨床研修制度の改正に関する  
ワーキンググループ (第3回) 資料1

## 歯科医師臨床研修の到達目標

B. 資質・能力	C. 基本的診療業務 (選択研修を含む)
1 歯科医学・医療における倫理性	
2 医学知識と問題対応能力	
3 診療技能と患者ケア	(1) 基本的診察・検査・診断・診療計画 (2) 基本的臨床技能 (3) 患者管理 (4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供
4 コミュニケーション能力	
5 チーム医療の実践	(1) 多職種連携 (2) 歯科専門職の連携
6 歯科医療の質と安全の管理	
7 社会における歯科医療の実践	(1) 歯科医療提供に関連する制度の理解 (2) 地域保健 (3) 地域医療
8 科学的探究	
9 生涯にわたって共に学ぶ姿勢	

# 「チーム医療の実践」に関する「c 基本的診療業務」について

歯科医師臨床研修制度の改正に関するワーキンググループ (第3回) 資料1 (改)

## B-5 チーム医療の実践(案)

医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。

- ① 医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解する。
- ② チームの各構成員と情報を共有し、連携を図る。
- ③ 歯科医療の提供にあたり、歯科衛生士、歯科技工士の役割を理解し、連携を図る。

## 「チーム医療の実践」の①②に関連する「c.基本的診療業務」(たたき台)

### (1) 多職種連携

- ① 多職種によるチーム医療について、チームの目的、各職種の役割及び歯科専門職の役割を理解し、説明する。
- ② 歯科専門職が関与する多職種チーム(例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等)に参画し、関係者と連携する。(選択)
- ③ がん患者等の周術期等における口腔機能管理について、その目的を理解し基本的な知識、技能、態度を身に付ける。(選択)
- ④ 入院患者の療養上の管理や入退院時における多職種支援について理解し、説明する。(選択)
- ⑤ 在宅療養患者等について、介護関係職種が関わる多職種チームの目的を理解し、参画する。(選択)
- ⑥ 訪問歯科診療の実施にあたり、患者に関わる医療・介護関係職種の役割を理解し、連携を図る。(選択)



①多職種によるチーム医療について、チームの目的、各職種の役割及び歯科専門職の役割を理解し、説明する。

- モデル・コア・カリキュラムにおいては、チーム医療は「経験する」になっている。

(事務局修正案)

多職種によるチーム医療について、チームの目的、各職種の役割及び歯科専門職の役割を理解し、**説明及び経験する。(※)**

- (※)基本的に必修とするが、該当する症例がない場合は選択必修としてはどうか。

②歯科専門職が関与する多職種チーム(例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等)に参画し、関係者と連携する。(選択)

- 歯科専門職が関与する多職種チーム(例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等)に参加し、関係者と連携する。

(事務局修正案)

歯科専門職が関与する多職種チーム(例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等)に参画し、関係者と連携する。**(選択必修)**

③がん患者等の周術期等における口腔機能管理について、その目的を理解し基本的な知識、技能、態度を身に付ける。(選択)

- 「理解し基本的な知識、技能、態度を身に付ける。」を「理解し、説明する」とすると、他の項目と整合が取りやすいのではないか。
- この項目は、必修にすべきではないか。
- 周術期の口腔管理についての考え方は学ぶ必要があるが、「口腔機能管理の技術、態度の「修得(身につける)」はややハードルが高いように感じる。
- 「考え方を学ぶ」ことは必修で可能だと思うが、「技能を身に付ける」とするとすべての施設で行うことは難しいのではないか。

(事務局修正案)



- がん患者等の周術期等における口腔機能管理について、その目的を理解し説明する。
- がん患者等の周術期等における口腔機能管理について、基本的な知識、技能、態度を身に付ける。(選択必修)

- ④入院患者の療養上の管理や入退院時における多職種支援について理解し、説明する。  
(選択)
  - ⑤在宅療養患者等について、介護関係職種が関わる多職種チームの目的を理解し、参画する。(選択)
  - ⑥訪問歯科診療の実施にあたり、患者に関わる医療・介護関係職種の役割を理解し、連携を図る。(選択)
- ④の「理解し、説明する」を「理解し、参画する」にしたらどうか。
  - ④について、モデル・コア・カリキュラムでは「経験する」になっている。

(事務局修正案)



- 入院患者の療養上の管理や入退院時における多職種支援について理解し、参画する。  
(選択必修)
- 在宅療養患者や介護施設等の入所者に対する介護関係職種が関わる多職種チームについて、チームの目的を理解し、参画する。(選択必修)
- 訪問歯科診療の実施にあたり、患者に関わる医療・介護関係職種の役割を理解し、連携を図る。(選択必修)

## B-5 チーム医療の実践(案)

医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。

- ① 医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解する。
- ② チームの各構成員と情報を共有し、連携を図る。
- ③ 歯科医療の提供にあたり、歯科衛生士、歯科技工士の役割を理解し、連携を図る。

## 「チーム医療の実践」の③に関連する「c.基本的診療業務」(たたき台)

### (2) 歯科専門職の連携

- ① 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等を連携して実践する。
- ② 歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて診療時の連携を図る。
- ③ 歯科専門職が参画する多職種チームにおいて、歯科衛生士・歯科技工士の役割を理解し、歯科専門職間で連携し、実践する。(選択)

- ① 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等を連携して実践する。
- ② 歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて診療時の連携を図る。
  - ①②③の語尾を合わせてはどうか。
  - 語尾は、「連携を図る」としてはどうか。

(事務局修正案)



- 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等を連携して実践する。
- 歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて診療時の連携を図る。

③ 歯科専門職が参画する多職種チームにおいて、歯科衛生士・歯科技工士の役割を理解し、歯科専門職間で連携し、実践する。(選択)

- 「歯科専門職間で連携し、実践する」を、「歯科専門職間で連携し、多職種チームの中での役割を果たす」にしてはどうか。
- 「歯科専門職間で連携し、実践する」を、「歯科専門職間で連携を図る。」としてはどうか。
- 後半を「歯科衛生士・歯科技工士と協働して口腔機能の回復、維持に寄与する。」としてはどうか。

(事務局修正案)

○ 歯科専門職が参画する多職種チームにおいて、口腔機能の回復、維持に寄与するため、歯科衛生士・歯科技工士の役割を理解し、歯科専門職間で連携し、実践する。(選択)

# 到達目標「B.資質・能力」「C.基本的診療業務」の構成(案)

歯科医師臨床研修制度の改正に関する  
ワーキンググループ (第3回) 資料1

## 歯科医師臨床研修の到達目標

B. 資質・能力	C. 基本的診療業務 (選択研修を含む)
1 歯科医学・医療における倫理性	
2 医学知識と問題対応能力	
3 診療技能と患者ケア	(1) 基本的診察・検査・診断・診療計画 (2) 基本的臨床技能 (3) 患者管理 (4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供
4 コミュニケーション能力	
5 チーム医療の実践	(1) 多職種連携 (2) 歯科専門職の連携
6 歯科医療の質と安全の管理	
7 社会における歯科医療の実践	(1) 歯科医療提供に関連する制度の理解 (2) 地域保健 (3) 地域医療
8 科学的探究	
9 生涯にわたって共に学ぶ姿勢	

## B-7 社会における歯科医療の実践(案)

医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する。

- ① 健康保険を含む保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する。
- ② 地域の健康問題やニーズ把握など、公衆衛生活動を理解する。
- ③ 予防医療・保健・健康増進に努める。
- ④ 地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。
- ⑤ 災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要について理解する。

## 「社会における歯科医療の実践」の①に関連する「C.基本的診療業務」(たたき台)

### (1) 歯科医療提供に関連する制度の理解

- ① 医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。
- ② 医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。
- ③ 介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。

- 特にご意見なし



## B-7 社会における歯科医療の実践(案)

医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する。

- ① 健康保険を含む保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する。
- ② 地域の健康問題やニーズ把握など、公衆衛生活動を理解する。
- ③ 予防医療・保健・健康増進に努める。
- ④ 地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。
- ⑤ 災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要について理解する。

「社会における歯科医療の実践」の②③に関連する「C.基本的診療業務」(たたき台)

### (2) 地域保健

- ①地域の保健・福祉の関係機関、関係職種について理解し、説明する。
- ②保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。
- ③保健所等における地域歯科保健活動を経験する。(選択)
- ④歯科健診を経験し、地域住民に対する健康教育を実践する。(選択)

①地域の保健・福祉の関係機関、関係職種について理解し、説明する。

- モデル・コア・カリキュラムでは「経験する」になっている。

(事務局修正案)



地域の保健・福祉の関係機関、関係職種について理解し、説明する。

②保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。

③保健所等における地域歯科保健活動を経験する。(選択)

④歯科健診を経験し、地域住民に対する健康教育を実践する。(選択)

- ②、③について、モデル・コア・カリキュラムでは「経験する」になっている。
- 「保健所等」となっているが、「等」に何が含まれるかわかりにくい。
- ④については「選択」なので、「実践する」を「経験する」としてはどうか。

(事務局修正案)



○ 保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。

○ 保健所等における地域歯科保健活動を経験する。(選択)

○ 歯科健診を経験し、地域住民に対する健康教育を実践する。(選択)

## B-7 社会における歯科医療の実践(案)

医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する。

- ① 健康保険を含む保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する。
- ② 地域の健康問題やニーズ把握など、公衆衛生活動を理解する。
- ③ 予防医療・保健・健康増進に努める。
- ④ 地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。
- ⑤ 災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要について理解する。

## 「社会における歯科医療の実践」の④に関連する「C.基本的診療業務」(たたき台)

### (3) 地域医療

- ① 地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。
- ② 地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を理解し、説明する。
- ③ (再掲) 在宅療養患者等に対する訪問歯科診療を経験する。(選択)
- ④ (再掲) 在宅療養患者等について、介護関係職種が関わる多職種チームの目的を理解し、参画する。(選択)
- ⑤ (再掲) 訪問歯科診療の実施にあたり、患者に関わる医療・介護関係者の役割を理解し、連携を図る。(選択)
- ⑥ 離島やへき地における地域医療を経験する。(選択)

①地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。

②地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を理解し、説明する。

- ①②と一緒にし、「地域包括ケアシステムを理解し、その中における歯科医療の役割を説明する」はどうか。
- モデル・コア・カリキュラムでは「経験する」になっている。

(事務局修正案)



○ 地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。

○ 地域包括ケアシステムを理解し、その中における歯科医療の役割を説明する。

⑥離島やへき地における地域医療を経験する。(選択)

- 特に意見なし

# **「c. 基本的診療業務」について**

## **「c-2. 社会における歯科医療の実践」まとめ**

## 「C-2 社会における歯科医療の実践等」の構成について

- 歯科医療の提供においては、歯科専門職種間の連携は基本となることから、「(1) 歯科専門職種の連携」としてはどうか。
- 「多職種連携」と「地域医療」の項目は重複が多いことから、ひとつにまとめて「(2) 多職種連携、地域医療」としてはどうか。
- 「(2) 多職種連携、地域医療」については、「必修」、「選択必修」及び「選択」のすべてが含まれることから、「必修」から順に並べてはどうか。

### (1) 歯科専門職の連携

- ① 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等を連携して実践する。
- ② 歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて診療時の連携を図る。
- ③ 歯科専門職が参画する多職種チームにおいて、口腔機能の回復、維持に寄与するため、歯科衛生士・歯科技工士の役割を理解し、歯科専門職種間で連携し、実践する。  
(選択)

(2) 多職種連携、地域医療

- ① 地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。
- ② 地域包括ケアシステムを理解し、その中における歯科医療の役割を説明する。
- ③ 多職種によるチーム医療について、チームの目的、各職種の役割及び歯科専門職の役割を理解し、説明および経験する。(※)
- ④ がん患者等の周術期等における口腔機能管理について、その目的を理解し説明する。
- ⑤ がん患者等の周術期等における口腔機能管理について、基本的な知識、技能、態度を身に付ける。(選択必修)
- ⑥ 歯科専門職が関与する多職種チーム(例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等)に参画し、関係者と連携する。(選択必修)
- ⑦ 入院患者の療養上の管理や入退院時における多職種支援について理解し、参画する。(選択必修)
- ⑧ 在宅療養患者や介護施設等の入所者に対する介護関係職種が関わる多職種チームについて、チームの目的を理解し、参画する。(選択必修)
- ⑨ 訪問歯科診療の実施にあたり、患者に関わる医療・介護関係職種の役割を理解し、連携を図る。(選択必修)
- ⑩ 離島やへき地における地域医療を経験する。(選択)

### (3) 地域保健

- ①地域の保健・福祉の関係機関、関係職種について理解し、説明する。
- ②保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。
- ③保健所等における地域歯科保健活動を経験する。(選択)
- ④歯科健診を経験し、地域住民に対する健康教育を実践する。(選択)

### (4) 歯科医療提供に関連する制度の理解

- ①医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。
- ②医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。
- ③介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。



# 「B.資質・能力」「C.基本的診療業務」の構成(案)

## 歯科医師臨床研修の到達目標(案)

B. 資質・能力	C. 基本的診療業務(選択研修を含む)			
1 歯科医学・医療における倫理性				
2 医学知識と問題対応能力				
3 診療技能と患者ケア 4 コミュニケーション能力 5 歯科医療の質と安全の管理	C-1 基本的な診療技能等	(必修)	(選択必修)	(選択)
	(1)基本的診察・検査・診断・診療計画	6	0	0
	(2)基本的臨床技能等	11	0	0
	(3)患者管理	4(2)※	1	0
	(4)患者の状態に応じた歯科医療の提供	3	1	1
6 チーム医療の実践 7 社会における歯科医療の実践	C-2 社会における歯科医療の実践等			
	(1)歯科専門職の連携	2	0	1
	(2)多職種連携、地域医療	4(2)※	5	1
	(3)地域保健	2	0	2
(4)歯科医療提供に関連する制度の理解	3	0	0	
8 科学的探究				
9 生涯にわたって共に学ぶ姿勢				

※:必修のうち、※印をつけた項目数

# 「選択必修」の研修方法について

- 「選択必修」の研修方法については、選択の範囲によって次の2通りが考えられるが、どのように考えるか。
- 「選択必修」として実施すべき項目数について、どう考えるか。

(案1)

「C-1 基本的な診療技能等」(全26項目)と「C-2 社会における歯科医療の実践等」(全20項目)のそれぞれの「選択必修」の内容を含むことを必修とする。

- 「C-1 基本的な診療技能等」→「選択必修」2項目のいずれかを含む。
- 「C-2 社会における歯科医療の実践等」→「選択必修」5項目のうち、○項目を含む。

(案2)

「C-1 基本的な診療技能等」(全26項目)と「C-2 社会における歯科医療の実践等」(全20項目)をあわせた全体の「選択必修」のいずれかを含むことを必修とする。

- 「C-1 基本的な診療技能等」と「C-2 社会における歯科医療の実践等」の「選択必修」の合計7項目のうち、○項目を含む。